

『武家年代記』裏書の研究

—— 編者・六波羅探題・元弘の変 ——

多
田
實
道

『武家年代記』裏書の研究

—— 編者・六波羅探題・元弘の変 ——

多田實道

はじめに

平成十八年度に着任して以来、国史学演習B（本学文学部国史学科三年の中世史ゼミ）を担当している。当初はBⅡとして、鎌倉幕府の裁許状を講読していたが、平成二十二年より講座名がBⅠに改変されるに伴い、『鎌倉年代記』裏書を検討することにした。『鎌倉年代記』とは、寿永元年（一一八二）から正慶元年（元弘二年・一三三三）までの年表風の年代記である。成立は、鎌倉時代末の元弘元年（一三三二）頃と考えられており、編者は未詳^②。その裏側には、各年に起きた（編者が重要と見做す）出来事が簡潔に記されている。受講生にはこの裏書を割り振り、順に担当箇所を精読した上で、記述内容が正確か否か、関連史料と比較検証した結果を報告する。此等一連の作業と発表、それに受講生や教員との質疑応答等を通して、中世史料の読解力を養成するとともに、国史研究の具体的方法を学ぶことが狙いである。平成二十五年の冬、『鎌倉年代記』裏書乾元元年（一三〇二）条を組上に上せた際のことであった。五月十一日条に、次の記載がみられる。

信濃国諏方上宮成^③白竜^④向^⑤虚宮^⑥現、帰^⑦座本宮^⑧

『武家年代記』裏書の研究（多田）

信濃国の諏方社（現諏訪大社）において、上宮（現在でいう上社前宮。現長野県茅野市小町屋）が白龍と化して虚空に現れ、やがて（上社）本宮（現諏訪市神宮寺）へ帰っていったという。ちなみに、『大日本史料』の種本として作成され、日付順に綱文（事件の概要）と典拠史料名を列記した『史料綜覧』（東京大学史料編纂所編）には、「信濃諏訪上宮成ル」（巻五、四九〇頁）と記されるのみである。筆者も諏訪社の怪異程度の認識しかなく、特段それ以上に留意することはなかった。さて、同年条には、右掲に続いて次の記事がみられる。

同廿日、自_二小壺_一黒雲起而至_三鶴岡社壇_一、唐竹二本（囲六寸、長三丈）内、一本者貫_三上宮樓門_一、一本者立_三若宮三島前_一、其氣及_三名越・塔辻子_一、在家悉破損、撰津国御家人小箸左衛門三郎茂光并清左衛門尉頼定法師從類等被_二突死_一

（ ）は割書。以下同

五月二十日、鎌倉南東端の小壺（現逗子市小坪）辺りに出現した黒雲が、鶴岡八幡宮境内へと至ったことで、胴囲六寸（約18cm）・長さ三丈（約9m）という唐竹二本が、一本は上宮の樓門を貫き、もう一本は若宮三島社前に突き立った。また、この黒雲が名越（現鎌倉市大町三丁目周辺）や塔辻子（現鎌倉市大町三丁目内）に及んだことで、在家は悉く破損し、撰津国御家人小箸茂光や清頼定の從者等が突死したとのことである。

右掲が、鎌倉における竜巻の発生とその被害を伝える記事であることは、言を俟たないところであろう。そこで受講生達に、当時鎌倉で一体何が起きたのか、問うてみたものの、皆沈黙するばかりであった。少々落胆しつつ、愚説を開陳したところ、或る受講生が次の様な提言を行った。「ならば先程の五月十一日条も、竜巻に関する記事ではないか」と。乾元元年（一三〇二）の（旧暦）五月中旬頃、関東・甲信地方は大気が不安定であり、十一日は信濃国諏訪湖周辺にて、二十日には鎌倉周辺で、竜巻が起きた。とりわけ前者においては、上社前宮付近にて発生したそれが、本宮付近へと移

動したらしく、その様子を目の当たりした人々が、「白竜」の怪異として注進したのではないか―歴史の研究法を学び始めたばかりの学部三年生が、斯くも鮮やかに解釈したのである。目が覚める思いをした。

一、『武家年代記』とは

ちなみに、『史料綜覧』同年五月十一日条には、関連史料として『武家年代記』が掲げられている。上記は、治承四年（一一八〇）から明応八年（一四九九）までを対象とした、『鎌倉年代記』と同じく年表風の年代記で、裏書が存するのと同様である。現存する唯一の写本は、江戸時代後期の寛政九年（一七九七）、『続史愚抄』の編者として知られる柳原紀光が書写した宮内庁書陵部所蔵本で、とりわけ裏書においては、彼が東鑑によって校合を加え、朱筆での注記や合点を施している。^③

その裏書に、次の記述がみられる。

五月十一日、信濃国諏方上宮成^二白竜^一現^二虚空御殿、帰^三座本宮、同十二日（寅時）花木折之由注進

五月十一日条は、『鎌倉年代記』裏書とほぼ同じである。しかし右掲には、上記には見られない十一日条が存する。文脈から判断するに、花木が折れたのは、諏訪上社周辺のことであろう。これは、前日の「白竜」が、竜巻であったことを示す証左といえるのではないか。なお、諏訪社の祠官にして、同地方の領主でもあった諏訪氏は、当時御内人（得宗被官）であった点を踏まえるに、同日寅刻、この報が齎された先は、鎌倉であろう。^④

日本中世史の碩学佐藤進一氏は、その古典的名著『鎌倉幕府訴訟制度の研究』において、「武家年代記・北条九代記の祖本として、少なくとも鎌倉時代末期に関する限り充分信頼すべき鎌倉年代記の裏書」と喝破される。^⑤にもかかわら

ず、こと乾元元年（一三〇二）五月の諏訪上社「白竜」出現に関しては、『武家年代記』裏書の方が、『鎌倉年代記』裏書よりも情報が豊富なのである。今まで然して注目されることがなかった前者の、知られざる史料的价值を垣間見た気がした。

二、『武家年代記』裏書の検証結果

そこで平成二十七年からは、『武家年代記』裏書の読解とその検証を行うことにした。以来令和二年度に至るまで、六年間で都合九十一名の受講生（ゼミ生）が、発表資料（レジュメ）を作成しつつ真摯に取り組んでくれた。次掲の【表】は、治承四年（一一八〇）八月十七日の源頼朝の挙兵から鎌倉幕府滅亡までの、全三三三ヶ条に関する検証の結果をまとめたものである。

手順としては、『史料綜覧』や『大日本史料』を頼りに関連史料を検出し、当該条との照合を試みるというものである。その結果、日付・記述内容とも諸史料と一致するのは、一八〇ヶ条【表】内容判定欄「○」に止まった。率にして約56%である。ところが、四一ヶ条【表】内容判定欄「▲」に、月日の齟齬がみられ、それが年にまで及ぶものは、三九ヶ条【表】内容判定欄「錯簡」を数えた。両者を合わせると、約25%に及ぶ。他にも、一八ヶ条【表】内容判定欄「△」・約5.6%）には、記述内容の一部に誤りが認められ、五ヶ条【表】内容判定欄「×」・約1.5%）に、明らかな誤謬もしくは欠損や衍字等が確認された。つまり、およそ三割の条に、何らかの誤謬が認められた計算となる。『武家年代記』裏書が今まで然して注目されてこなかった理由は、どうやらこの辺りに求められそうである。

その一方で、四〇ヶ条（約12%）に、他の史料にはみられない独自の記述を確認することができた。しかしながら、

このうち『史料綜覧』や『大日本史料』に採用されたのは、一〇ヶ条〔表〕内容判定欄「◇」に止まっている。当史料に誤謬が少なくないことを鑑みれば、残る三〇ヶ条〔表〕内容判定欄「◆」が見落とされたのは、是非もないことであろう。

【表】『武家年代記』裏書（鎌倉時代分）検証結果一覧

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	元号	西暦	月日	『史料綜覧』 『大日本史料』		『鎌倉年代記』裏書	『関東評定衆伝』	東使・六波羅使節	内容判定	備考	
															網文	【武】						
文治元年	〃	〃	元暦元年	〃	〃	〃	〃	寿永2年	〃	〃	治承4年	1185	1180	3月24日	○	×	○			○		
														2月12日	×	×	○			▲	其首八（諸史料では「十」）。★	
														2月7日	×	×	○			○		
														正月21日	×	×	○			▲		
														7月28日	×	×	○			○		
														7月26日	×	×	○			▲		
														7月25日	×	×	○			▲		
														7月22日	×	×	○			▲		
														6月1日	×	×	○			○		
														5月11日	×	×	○			△		
														10月1日	×	×	○			○		
														8月20日	×	×	○			△	大間三郎景親／一千余騎（『吾妻鏡』三千）	
														8月17日	×	×	○			△	矢杉判官兼隆	

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
〃	〃	〃	建久2年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	建久元年	〃	〃	文治4年	〃	文治3年	〃	〃	〃	文治2年	文治元年
〃	〃	〃	1191	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1190	〃	〃	1188	〃	1187	〃	〃	〃	1186	1185
11月21日	8月26日	(月日不記載)	(月日不記載)	(月日不記載)	12月14日	(月日不記載)	11月24日	11月7日	10月13日	(月日不記載)	10月20日	9月13日	7月13日	8月26日	(月日不記載)	(月日不記載)	5月30日	5月13日	8月28日	11月3日
○	×	5月10日	4月26日	※	12月29日	10月19日	○	○	10月3日	※	※	※	※	×	9月20日	×	※	5月12日	※	11月12日
○	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×	—	×	×	×	×
○			○	○			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
○	◆	○	○	△	▲	△	○	○	▲	錯簡	錯簡	錯簡	錯簡	◆	○	錯簡	錯簡	▲	錯簡	▲
	建久元年8月16日止雨祈祷	諸神社における祈雨祈祷の開始		※文治5年12月23日。翌年2月12日伏誅	12月14日は出京日	東大寺供養(諸史料では「上棟」)	★(一部省略)	★	★	※寿永2年は冬	※文治3年10月29日	※文治5年9月3日	※文治5年7月19日	※文治5年7月19日	『史料総覧』同年8月23日奈良大風雨		★(建久元年是歳条)	※文治5年閏4月30日	天王寺(★)(諸史料では「和泉国」)	※文治元年8月28日

『武家年代記』裏書の研究(多田)

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	
元久2年	元久元年	〃	〃	〃	〃	〃	建仁3年	〃	建仁元年	正治元年	建久9年	〃	〃	建久6年	〃	〃	建久5年	〃	建久3年	
1204	1204	〃	〃	〃	〃	〃	1203	〃	1201	1199	1198	〃	〃	1195	〃	〃	1194	〃	1192	
6月22日	3月22日	11月3日	10月10日	同日	9月7日	8月27日	(月日不記載)	正月28日	正月13日	12月18日	2月5日	11月23日	3月13日	3月4日	9月22日	5月27日	8月15日	11月25日	8月15日	
○	※	×	9月29日	9月6日	○	9月2日	11月30日	×	正月23日	○	○	×	3月12日	○	○	5月28日	×	○	○	
○	×	—	×	×	×	○	×	—	○	×	○	—	○	×	×	○	—	○	○	
○		○	○	○	○	○			○	○	○		○			○	○		○	
△	錯簡	○	▲	▲	○	▲	○	×	▲	○	△	◆	○	○	○	▲	×	○	○	
伏誅	小田三郎重威法師とは稲毛重成か。翌日	★					★		記事の誤写カ	正治2年正月20日梶原景時敗死に関する			冒頭「誅」衍カ							★

73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	
〃	建保6年	建保5年	〃	建保3年	〃	〃	建保2年	〃	〃	〃	建保元年	建暦元年	〃	〃	承元2年	〃	建永元年	〃	元久2年	
〃	1218	1217	〃	1215	〃	〃	1214	〃	〃	〃	1213	1211	〃	〃	1208	〃	1206	〃	1204	
9月21日	9月1日	9月4日	7月5日	(月日不記載)	5月	4月16日	6月11日	(月日不記載)	(月日不記載)	5月2・3日	4月26日	(月日不記載)	11月	9月晦日	5月15日	2月28日	正月4日	(月日不記載)	7月27日	
9月16日	×	9月3日	○	×	※	4月14日	※	※	2月3日	○	○	×	※	※	○	○	×	×	閏7月26日	
×	—	×	○	—	×	×	×	○	×	○	×	—	○	○	×	○	—	—	×	
										○									○	
△	×	○	○	錯簡	錯簡	○	錯簡	錯簡	○	○	○	○	錯簡	錯簡	○	○	◆	◆	▲	
『八幡神輿』(9月21日、日吉神輿入造)	行カ	『仁和寺日次記』同年9月4日条「自昨日大風雨」		正治2年	※建保5年9月3日	『仁和寺日次記』同年4月15日条「餘焰及翌日」	※建保6年11月10日条	※建仁2年是歳				『百鍊抄』同年3月20日条	※承元4年11月11日条	※承元4年9月30日条						

『武家年代記』裏書の研究(多田)

94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	承久3年	承久2年	承久元年	建保6年	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1221	1220	1219	1218	
8月16日	7月9日	翌日8日	5月15日	(月日不記載) 7月8日	閏10月10日	7月25日	7月24日	7月20日	7月13日	7月8日	7月6日	6月24日	同日	6月14日	6月4日	5月30日	5月15日	4月	正月27日	11月	
○	※	※	○	7月8日	○	○	○	○	○	○	○	6月20日	6月15日	○	6月6日	6月12日	○	4月13日	○	11月10日	
×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	×	×	×	
○						○	○	○	○				○	○			○		○		
○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	▲	▲	○	○	○	○	
	※承久3年7月8日・同13日条	※承久3年7月6日・同8日条		「但武家要用之時・則被許云々」は未見		正しくは備前国															

114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95
仁治2年	嘉禎3年	〃	〃	〃	〃	嘉禎元年	〃	文曆元年	〃	寛喜3年	寛喜2年	〃	安貞元年	〃	嘉禄2年	嘉禄元年	〃	貞応2年	承久3年
1241	1237	〃	〃	〃	〃	1235	〃	1234	〃	1231	1230	〃	1227	〃	1226	1225	〃	1223	1221
6月8日	(月日不記載)	11月20日	10月20日	8月22日	7月23日	6月29日	2月17日	7月27日	10月25日	(月日不記載)	8月8日	2月	6月18日	10月	6月10日	正月10日	5月27日	2月19日	7月13日
○	※	○	○	※	○	○	2月14日	○	○	※	○	×	○	10月22日	※	○	○	11月19日	×
○	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	○	—	○	○	×	○	○	○	—
	○					○		○	○	○			○		○				
						○		○	○	○	○				○		○		
																	○		
○	錯簡	○	○	錯簡	○	○	▲	○	○	○	○	◆	△	○	錯簡	○	○	▲	×
	※ 仁治元年正月28日条			※ 嘉禎2年10月3日条					★	※ 寛喜3年7月是月条。			十八才(吾妻鏡) 十六(高橋六郎(吾妻鏡)次郎)		※ 嘉禄元年6月10日条。		東使信乃守行盛上洛、万機可為執柄最之由、被定申之了		

134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115
康元元年	建長7年	建長6年	建長5年	建長4年	〃	〃	建長3年	〃	建長元年	宝治2年	宝治元年	〃	〃	〃	寛元4年	〃	〃	〃	寛元2年
1256	1255	1254	1253	1252	〃	〃	1251	〃	1249	1248	1247	〃	〃	〃	1246	〃	〃	〃	1244
12月11日	(月日不記載)	11月21日	6月3日	(月日不記載)	(月日不記載)	12月27日	2月24日	3月23日	11月23日	5月18日	6月5日	(月日不記載)	7月11日	(月日不記載)	(月日不記載)	(月日不記載)	(月日不記載)	自四月至六月	正月5日
○	※	○	6月10日	※	※	12月26日	2月14日	○	○	○	○	※	○	※	※	※	※	※	○
○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	×	×	×	×	○	○
○		○	○		○	○			○	○	○	○	○	○		○			
		○	○			○				○				○					
○	○	○	○	○	錯簡	▲	▲	○	○	○	△	○	○	○	○	錯簡	錯簡	○	○
	※建長7年6月2日条		『鎌倉年代記』裏書、『関東評定伝』とも6月3日。	※建長4年は歳条	※建長5年11月25日条。				★		「同元二廿八」は衍	※寛元4年は歳条。	★	※寛元4年5月24日条。	※寛元4年は歳条	※寛元元年8月15日条。	※寛元4年6月8日条	※寛元2年4月26日条	京都地震

155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	
〃	文永6年	〃	〃	〃	文永5年	文永3年	〃	文永元年	弘長3年	〃	弘長元年	〃	〃	〃	文応元年	〃	〃	〃	正嘉2年	正嘉元年	
〃	1269	〃	〃	〃	1268	1266	〃	1264	1263	〃	1261	〃	〃	〃	1260	〃	〃	〃	1258	1257	
12月	正月	(月日不記載)	(月日不記載)	11月	10月20日	(月日不記載)	4月29日	3月25日	11月24日	6月22日	3月20日	11月16日	10月21日	(月日不記載)	正月6日	9月2日	8月16日	8月1日	6月4日	(月日不記載)	
9月17日	正月10日	3月14日	※	※	×	※	※	※	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	※
○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
			○	○		○			○		○						○	○	○	○	
											○	○							○	○	
▲	○	○	錯簡	錯簡	◆	錯簡	錯簡	○	○	○	○	○	○	錯簡	○	○	○	○	○	○	○
			※文永3年6月24日条	※文永3年6月19日条		※文永5年正月是月条	※文永元年3月29日・5月3日条	※文永元年3月25日・5月2日条							※正元元年是歳条				★		※正嘉元年3月是月条

176	175	174	173	172	171	170	169	168	167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156
〃	〃	〃	〃	弘安4年	〃	弘安3年	弘安2年	〃	弘安元年	〃	建治3年	建治2年	〃	〃	〃	建治元年	〃	文永9年	〃	文永8年
〃	〃	〃	〃	1281	〃	1280	1279	〃	1278	〃	1277	1276	〃	〃	〃	1275	〃	1272	〃	1271
10月5日	10月4日	11月29日	閏7月1日	5月	11月14日	10月28日	3月6日	(月日不記載)	5月12日	7月14日	(月日不記載)	(月日不記載)	4月12日	4月15日	(月日不記載)	11月5日	2月15日	2月11日	12月	10月
10月6日	○	○	○	5月21日	○	○	○	7月24日	○	○	7月26日	×	○	○	×	※	○	○	※	10月23日
○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○
			○	○		○	○						○	○		○	○	○	○	○
					○	○													○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	錯簡	○	○	○	錯簡	○	○	○	○
でも可か												康元2年(正嘉元年)条と重複			夢窓疎石誕生は是歳	※文永11年10月20日条。★	★	★	※文永9年5月是月条。★	

197	196	195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	182	181	180	179	178	177
〃	〃	〃	〃	〃	永仁3年	〃	〃	〃	永仁元年	〃	〃	正応3年	弘安10年	弘安9年	弘安8年	〃	弘安6年	〃	〃	弘安5年
〃	〃	〃	〃	〃	1295	〃	〃	〃	1293	〃	〃	1290	1287	1286	1285	〃	1283	〃	〃	1282
11月3日	3月8日	2月3日	11月18日	11月5日	7月7日	9月19日	4月22日	4月13日	3月23日	4月	8月23日	3月8日	12月24日	正月5日	11月17日	正月6日	(月日不記載)	(月日不記載)	12月21日	正月23日
×	※	※	○	○	○	※	○	○	3月24日	※	※	3月10日	※	○	○	○	※	12月8日	○	×
—	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○			○		
錯簡	錯簡	錯簡	○	○	○	錯簡	○	○	▲	錯簡	錯簡	▲	錯簡	○	○	○	錯簡	○	○	◆
★ (永仁4年11月3日条)	※永仁4年3月8日条	※永仁4年2月3日条。 ★	★	★	★	※永仁6年9月19日条	★	★	★ (『鎌倉年代記』裏書も3月23日とする)	※正応4年4月8日条	※正応2年8月23日条		※正応元年正月24日条				※弘安5年10月26日条			

218	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	199	198
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	嘉元3年	〃	〃	乾元元年	〃	正安3年	〃	正安2年	〃	永仁6年	〃	〃	永仁5年	永仁3年
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1305	〃	〃	1302	〃	1301	〃	1300	〃	1298	〃	〃	1297	1295
5月27日	5月4日	5月2日	4月23日	4月22日	4月10日	4月6日	3月21日	5月20日	5月12日	5月11日	8月3日	正月22日	(月日不記載)	10月29日	3月	正月	7月20日	6月23日	4月18日	11月20日
×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○※	8月23日	○	※	11月29日	3月16日	正月7日	7月10日	○	○	※
—	○	○	○	○	—	○	○	○	—	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○					○
○																				
◆	○	○	○	○	○	○	○	○	◆	○	▲	○	錯簡	▲	○	○	△	○	○	錯簡
	★	★	★	★	★	★	★			※信濃諏訪上宮成ル			※正安元年10月8日条	★			『帝王編年記』7月10日上洛、27日入洛			永仁4年11月20日条。★

238	237	236	235	234	233	232	231	230	229	228	227	226	225	224	223	222	221	220	219
〃	〃	〃	〃	〃	延慶2年	〃	〃	〃	延慶元年	〃	徳治2年	〃	〃	〃	徳治元年	〃	〃	〃	嘉元3年
〃	〃	〃	〃	〃	1309	〃	〃	〃	1308	〃	1307	〃	〃	〃	1306	〃	〃	〃	1305
8月20日	7月23日	7月19日	7月16日	7月3日	6月8日	7月12日	(月日不記載)	7月9日	7月8日	10月22日	10月2日	10月9日	7月19日	同17、8(ママ)	4月25日	6月9日	同日寅刻	5月27日	5月14日
○	○	○	○	7月2日	○	○	×	〃	8月4日	×	○	○	○	※	○	×	○	×	○
○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	—	○
				○								○	○		○				○
						○				○									
◇	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	◆	◇	○	○	◇	○	◆	◇	◆	○
							『興福寺略年代記』によると6月晦日		類似。8月4日は掃洛日					※徳治元年10月は歳条	★				★

257	256	255	254	253	252	251	250	249	248	247	246	245	244	243	242	241	240	239
〃	〃	〃	正和4年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	正和3年	〃	〃	正和元年	〃	応長元年	〃	〃	延慶2年
〃	〃	〃	1315	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1314	〃	〃	1312	〃	1311	〃	〃	1309
4月22日	3月1日	4月13日	3月8日	5月3日・ 同6日	8月14日	7月28日	4月13日	閏3月4日	閏3月13日	3月17日	10月	8月25日	4月18日	三月中旬以後 至五月中	正月13日	(月日不記載)	(月日不記載)	同年
×	×	○	○	5月1日	8月13日	○	○	○	×	○	○	○	×	※	正月16日	※	※	8月27日
—	—	○	×	○	○	○	×	○	—	○	○	○	—	○	○	○	○	×
			○											○				
										○			○		○		○	
◆	×	◇	○	▲	○	○	○	○	◆	○	○	○	○	○	▲	△	◇	○
	「(前闕カ) 百五十余人恩沢了」			『花園天皇宸記』によれば5月7日	『康富記』『二代要記』同年8月14日								御入洛 依武峰事也」	※一代要記』同年8月25日条「春日神木	※応長元年4月25日・28日条		※延慶2年2月29日・7月28日条。但し「東寺」ではなく「東大寺」	※延慶2年7月是月条。

278	277	276	275	274	273	272	271	270	269	268	267	266	265	264	263	262	261	260	259	258
元応元年	〃	文保2年	〃	〃	〃	〃	文保元年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	正和5年	〃	〃	正和4年
1319	〃	1318	〃	〃	〃	〃	1317	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1316	〃	〃	1315
正月18日	11月23日	11月22日	10月16日	2月10日	2月6日	2月5日	2月3日	7月10日	6月28日	7月23日	7月4日	6月28日	6月27日	6月21日	6月20日	2月	正月3日	同日	6月27日	5月26日
○	11月24日 ○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	○	×	※	※	○	×
×	○	×	○	—	—	—	○	○	○	—	○	—	—	—	○	—	○	×	○	—
			○													○				
																	○	○	○	
○	▲	○	○	◆	◆	◆	○	○	◇	◆	◇	◆	◆	◆	◇	○	▲	錯簡	△	◆
																	『続史愚抄』正和5年2月条による	※正和4年12月28日条	※正和3年6月1日条	「八幡」神人ではなく「新日吉」神人

298	297	296	295	294	293	292	291	290	289	288	287	286	285	284	283	282	281	280	279
〃	〃	〃	元亨3年	〃	〃	元亨2年	〃	元亨元年	〃	元応2年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	元応元年
〃	〃	〃	1323	〃	〃	1322	〃	1321	〃	1320	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1319
7月25日	7月8日	6月晦日	5月3日	5月8日	8月25日	4月30日	9月9日	8月15日	8月16日	2月24日	4月13日	4月5日	9月21日	6月14日	4月25日	4月19日	4月18日	4月15日	4月13日
×	○	○	○	※	×	○	×	○	※	※	×	○	○	○	○	×	○	○	×
—	○	○	○	○	—	○	—	○	×	○	—	○	○	○	○	—	○	○	—
													○						
	○									○			○		○				
◆	○	○	○	▲	◆	◇	◆	○	錯簡	△	◆	○	○	○	○	△	○	○	○
	此間被止公家奏事議定等云々			※元亨2年6月8日条					※元亨2年8月16日条	※元応2年5月24日条。「南方」は「北方」の誤り									『花園天皇宸記』同日条に同じ

318	317	316	315	314	313	312	311	310	309	308	307	306	305	304	303	302	301	300	299
〃	〃	元弘元年	〃	〃	〃	元徳2年	嘉暦3年	〃	〃	嘉暦2年	嘉暦元年	〃	正中2年	〃	〃	〃	〃	〃	正中元年
〃	〃	1331	〃	〃	〃	1330	1328	〃	〃	1327	1326	〃	1325	〃	〃	〃	〃	〃	1324
9月28日	9月上旬	8月24日	7月20日	7月11日	3月26日	3月8日	10月14日	12月21日	3月12日	正月18日	11月8日	2月10日	正月3日	6月25日	10月5日	10月4日	9月24日	9月23日	9月20日
○	9月5日	○	×	×	○	○	○	○	○	正月19日	11月18日	×	○	○	10月22日	○	○	○	9月19日
○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	×	○	○	○	○
○	○	○					○	○	○				○					○	○
		○					○								○	○	○	○	
○	○	△	▲	◆	○	○	○	○	○	▲	▲	◆	○	○	▲	○	○	△	▲
		「先帝御登山日記」と一致	立鎌倉 『鎌倉大日記』元弘元年条「七月廿一日」																「六原早馬下向」とは「鎌倉着」を指すか

319	元弘元年	1331	9月29日	○	○			○	「河内国御家人深栖尾張權守」は「光明寺殘篇」「山城国住人深栖三郎入道」
320	〃	〃	8月5日	○	○			▲	
321	〃	〃	8月21日	×	—			◆	
322	元弘2年	1332	3月7日	○	—			○	
323	〃	〃	3月8日	○	—			△	「東南院硫黄島」は誤謬。「鷹司殿・近衛殿・万里小路大納言宣房卿同前」は不明

《凡例》

- ・『史料綜覧』『大日本史料』網文欄：『武家年代記』裏書と日付が一致する場合は「○」、異なる場合はその日付を記し（※）は「備考」欄に転記、該当する網文が存在しない条には「×」を付した。
- ・『史料綜覧』『大日本史料』『武』欄：網文の典拠として『武家年代記』裏書が挙げられてあれば「○」、なければ「×」、該当する網文がそもそも存在しない条には「―」を付した。
- ・『鎌倉年代記』裏書欄：『鎌倉年代記』裏書の記述も確認できる条には「○」を付した（「―」は記事が存在しない条）。なお、『武家年代記』裏書の記述が『鎌倉年代記』裏書のそれと類似している条には、「備考」欄に「★」を付した。
- ・『関東評定衆伝』欄：記述が『関東評定衆伝』と酷似している条には「○」を付した。
- ・『東使・六波羅使節』欄：記述内容に上記使節が登場する条には「○」を付した。
- ・『内容判定』欄：記述内容が諸史料と一致する条には「○」、他に史料は存在しないが『史料綜覧』『大日本史料』網文の典拠として採用されている条には「◇」、他に史料が存在せず『史料綜覧』『大日本史料』にも取り上げられていない条には「◆」、内容の一部に誤りが認められる条には「△」、日付（月日）に誤りが認められる条には「▲」、年まで齟齬がみられる条には「錯簡」、記述に明らかな誤謬もしくは欠損、衍字等が認められる条には「×」を付した。

三、『武家年代記』と『鎌倉年代記』

さて、『武家年代記』の解題によると、表書の花園天皇（位延慶元年～文保二年・一三〇八～一八）を「今上」と記していることから、鎌倉時代末の当御代の成立で、その後戦国時代初頭の明応八年（一四九九。記事が存するのは明応四年）まで書き継がれたものであるとする⁽⁸⁾。この点に疑問の余地はない。一方、こと裏書に関しては、『鎌倉年代記』の異本的存在であるとする、佐藤進一氏の前掲見解のほか、「おそらく『吾妻鏡』など、数種の成書からの抜粋のほか、作者たちの見聞に基づくものであろう⁽⁹⁾」との指摘もある。

そこで、まずは『鎌倉年代記』裏書との比較を試みたい。上書の起筆は、寿永一年（一一八二⁽¹⁰⁾）条である。続く元暦元年（一一八四）条と、『武家年代記』裏書の該当部分を、実際に掲げてみよう。

○『鎌倉年代記』裏書・寿永一年条

五月十三日、礪波山合戦^{加賀越中境也}、知度（薩摩守）、惟時（讃岐守）被^レ誅畢、

同六月一日、藤早合戦^{加賀}、時基（備中守）被^レ誅、

同七月廿五日、義仲登^二天台山^一、

同廿六日、平家奉^レ取^二主上并神璽・宝劔・内侍所等^一、

向^二西国^一、

同廿八日、義仲、行家等入洛、（以下、十二月九日・同

廿二日条略）

○『武家年代記』裏書・寿永二年条

五月十一日、利波山^{越中}合戦、三河守知度、讃岐守惟

時被^レ誅了、

六月一日、於^二藤早^{加州}、備中守時基被^レ誅了、

七月廿五日、源氏木曾攀登^二天台山^一、

同廿六日、平家不堪^二坊戦^{マツ}而、奪^二主上并三種神器^一赴^二西国^一、

同廿八日、義仲、行家入洛也、

同廿八日、義仲、行家入洛也、

○『鎌倉年代記』裏書・元暦元年条

(正月十九日・同廿日条略)

同廿一日、義仲於粟津野、為親能被誅、

同二月七日、一谷合戦、

十二日、仲頼(大夫判官)於六条河原、請取賊首(通

盛、忠度、経俊、敦盛、教経、経正、師盛、知章、業盛、

盛俊)、渡大路懸獄門木、卿相首被渡大路一事

始例也、於一谷虜重衡卿、(以下、四月十八日条略)

右掲を比較検討する限り、『武家年代記』裏書は、『鎌倉年代記』裏書の(しかも少々粗雑な)抄出と見做させなくもない。その上、寿永二年六月一日の加賀国藤早合戦と備中守時基伏誅に関しては、両者以外の史料には見られない記事である。故に、『鎌倉年代記』は『武家年代記』の祖本(すなわち『武家年代記』は『鎌倉年代記』の異本)とする見解が生じるのは、無理もないことである。

それでは、続く文治元年(一一八五)条を、比較してみることにはしたい。

○『鎌倉年代記』裏書・文治元年条

三月廿四日、於三壇浦門司関合戦、被誅輩、教盛、経

盛、知盛、忠房、行盛、有盛等沈海、建礼門院漂泊

之間、源番奉救之、宗盛、清宗、信忠等被虜、二

位殿奉抱幼君、取具神璽・宝劔、没海底、

○『武家年代記』裏書・元暦元年条

元暦元正廿一、義仲於粟津被誅了、

二七、一谷合戦、

十二、大夫判官仲頼以下官人等、於六条川原、請取

賊首、渡大路懸獄門木、其首八、通盛、忠度、

経正、清房、知章、師盛、敦盛、盛俊等也、

○『武家年代記』裏書・文治元年条

文治元三廿四、於三壇浦平家一門悉滅亡、

四月廿五日、義経等上洛、

十月、勝長寿院供養導師公顯僧正、

十二月廿一日、諸国地頭職拜領 繪旨到着、去六日

宣下也、広元加三計議、諸国均等可レ相二交関東沙汰一

也、仍守護地頭補任事申二行之一、

『武家年代記』裏書の三月二十四日条が、『鎌倉年代記』裏書同日条の抄出か否か、これだけでは判定し難い。一方、前者十一月三日（実際は源義経・行家等が京都から出奔した日。彼等追捕の院宣が下されたのは同月十二日¹⁰）条は、後者に見られない記事である。

『武家年代記』裏書について、それが『鎌倉年代記』裏書と記述の類似する箇所は、四三ヶ条（表）★に及ぶ。ところが、『鎌倉年代記』裏書には見られない記述が、実に一八四ヶ条（表）『鎌倉年代記』裏書欄の空欄数）も存在するのである。

その上『鎌倉年代記』は、「続群書類従や改訂史籍集覧に収められている北条九代記の原本」であり、「後醍醐天皇の元弘元年（一二三二）ごろ成立し、次いで翌正慶元年条の表裏が追筆されたものであろう」と考えられている。¹¹『武家年代記』の成立は、後述する通り延慶元年～四年（一二〇八～一一）である。その後者を、前者の祖本と見做すことには、無理があろう。

恐らくは、年表風の表書に、各年の重要な事件を裏書として記すという体裁の、或る年代記が存在した。今は失われたその年代記を底本に、鎌倉時代末期、各編者が己の見識に基づき編纂した一つが『武家年代記』であり、今一つが『鎌倉年代記』なのではないか。

十一三、伊与守義経、備前守行家、依二源二位向背一
不日可二擲取一之由、被二宣下一畢、

ちなみに、『武家年代記』裏書における典拠の一つとして、『吾妻鏡』が挙げられている。上述は、現存唯一の宮内庁書陵部所蔵本において、これを書写した柳原紀光が、『吾妻鏡』と校合した点を踏まえた指摘なのであるが、国史学演習B Iの受講生達と共に検証した限り、同書からの引用もしくは抄出と断定できる条を見出すことはできなかった。他の史書についても、同様であった。¹²⁾『武家年代記』の編者が、散逸した或る年代記以外に一体何を参照したのか、現段階においては未詳と言わざるを得ない。

四、『武家年代記』の編者

それにしても、『武家年代記』の編者は、一体誰であったのか。手掛かりとしては、先学が指摘される如く、表書「帝王」欄において、「九十五代 富仁 熙仁第二御子」が「董今上」と記されていることである。第九十五代花園天皇は、延慶元年（二三〇八）八月二十六日、十二歳で践祚し、そして同四年（一三一一）正月三日に元服を遂げられたことから、『武家年代記』編纂開始の上限は、上記期間ということになる。

そこで、当該期間の裏書を、検討してみることにはしたい。

延慶元

同 三年

延慶元七八、久明親王可_レ有_二御上洛_一之由、以_二城介_一被_レ申_二入_一之、同九日、御所_{（マ）}御出佐介尾州亭_一 一説上野介亭、
（佐々）

木備中入道流_二罪尾張国_一、依_二南都_一訴_二也、

七十二、神木帰座、東使伊勢三河守時綱并天野加賀守倫綱、

延慶二年

六八、美作左一周時逝去、同七三、若宮別当大僧正道瑜入滅、同七十六、江馬遠江政俊卒、同十九、民部少輔公貞卒、同廿三、名越備前々司宗長法師（法名定証）逝去、同八廿、將軍御馬始、同年、七引付成二六方、一番頭駿河守国時、二、越後守貞顕、三、讃岐守基時、四、尾張守齊時、五、右馬權助惟貞、六、兵部大輔頭実、依二熊野悪党事、東使南条左衛門尉上洛、被レ差_レ向十五ヶ国軍兵於熊野山一了、

〔 〕訴訟、仁和寺益信被_レ止三大師之号_レ之由、被_レ下二院宣_レ之間、廿九日、東寺若宮神輿三社奉_レ振_レ置内裏_二条、依_レ之〔 〕号如_レ元、然之間山門又騒動、日吉七社神輿振_レ上中堂、〔 〕内八王子・客人・十禅寺三社并赤山御輿以上四社入洛、着_レ祇陀琳、即奉_レ祇園社、

（傍線は引用者、以下同じ）

右掲延慶元年（徳治三年）七月八日および同九日条は、『鎌倉年代記』（表書）將軍久明親王条の「徳治三七八可_レ有_二御上洛_一之由、以_二秋田城介時顕_一被_レ申_レ之、翌日入_レ御上野前司時光亭」と類似している。恐らくは、共通の祖本の記述を基に、複数の情報を参照したのであるう。ところが、『鎌倉年代記』と類似する記述がみられるのは、ここまでである。これ以降、『武家年代記』裏書においては、関東もしくは六波羅探題の使節に関する記事が目立つ様になる。該当する条を、【表】「東使・六波羅使節」欄において示しておいた。現に、右掲傍線部は、春日神木の帰座に際して伊勢時綱と天野倫綱が、熊野悪党鎮圧のため南条左衛門尉が、幕府の特使として上洛したことを伝える記事である。以下、当該箇所を列挙する。

- ① 応長元年（一一三二）条 正十三、踏歌節会之時、北方武州貞顕祇候人鶴沼孫左衛門尉等引_レ出勝事_一之刻（中略）依_二此事_一飯尾兵衛大夫為定・沼田三郎為尚被_レ進_二関東_一了、
- ② 正和元年（一一三二）条 四十八、斎藤左衛門大夫基任・飯尾彈正忠頼定、依_二多武峯合戦_一立_二京都_一了

③正和三年（一一三二）条 三十七、神木入_レ洛法城寺、依_二神木_一事、松田平内左衛門尉頼秀・飯尾玄蕃左衛門尉時清等下_レ東、閏二十三、立_レ京了、

④正和四年（一一三五）条 六廿七、八幡神人成仏法師被_レ解_二却神職_一、即被_レ預_二長井縫殿頭_一、依_二新日吉社并山門馬上役事_一也、依_二此事_一齋藤帶刀左衛門尉・関左衛門藏人、同日立_レ京下_二向関東_一、同廿七日帰京、同日、東使長崎四郎左衛門尉入洛、座主僧正御房被_レ改_二貫首_一、張本人被_レ召_レ之、

⑤正和五年（一一三六）条 正三、入道大納言為兼被_レ召_二置于六波羅_一、同二月土佐配流、召捕之御使安東左衛門入道父子云々、

⑥元応元年（一一三九）条 四廿五辰刻、山徒三井寺炎上、坊二字残云々、雖_レ差_二向評定衆以下在京人等_一、早退散之間、不_レ及_レ放_レ矢帰洛了、就_二其儀_一、自_二南方_一維貞者齋藤六郎、自_二北方_一時敦者祝屋二郎兵衛尉、同日立_二京都_一了（中略）九廿一、関東使安東四郎右馬入道上洛、京都御成敗并六ヶ国被_レ返了、

⑦元応二年（一一四〇）条 二廿四、南方時敦他界自_二関東_一訪早馬原新左衛門尉云々、

⑧元亨三年（一一三三）条 六晦、大仏殿他界、七八、関東早馬京着、自_二今日_一御沙汰止、

⑨正中元年（一一三四）条 九月廿日、土岐小郎・田志美二郎依_レ有_二隠謀聞_一、於_二京都_一被_レ誅了、同廿三日、依_二此事_一六原早馬下向、同廿四日、工藤右衛門二郎・諏方三郎兵衛為_二御使_一京都上、同十月四日、両使帰参、同五日勅使春日万里小路新中納言宣房卿上洛下着、此中間、早馬往復連々有_レ之、

⑩嘉暦三年（一一三二）条 十四、久明親王御入滅、仍自_二京都_一早馬同月廿一日到来云々、

⑪元弘元年（一一三二）条 八月廿四日寅刻先帝御登山、仍為_レ申_二行御治世_一、從_二関東_一被_レ差_二上秋田城介高景・出羽入道道濫於御使_一、

①は宮中の節会における刃傷沙汰、②は興福寺と多武峰との合戦、③は興福寺の強訴、④は日吉社神人との鬭諍を咎められた石清水八幡宮神人の解任と、同日（実際は正和三年六月一日）天台座主改替と新日吉喧嘩張本人捕縛のために東使が上洛したこと、⑤は入道大納言京極為兼の流罪、⑥は延暦寺との鬭諍による園城寺炎上、⑦は六波羅探題北方の、⑧は元連署北条宣時の他界、⑨は正中の変、⑩は鎌倉前將軍久明親王の薨去、そして⑪は元弘の乱に関する記事である。⑦⑧を除けば、年代記の裏書として特筆するに相応しい事件といえよう。しかしながら、それに携わった幕府や探題の使節の動きや、場合によっては彼等の氏名までもが記録されているのである。この辺りに、『武家年代記』の編者が誰であったか、その謎を解く鍵がある様に思う。

①の飯尾為定・沼田為尚と、②齋藤基任・飯尾頼定、③松田頼秀・飯尾時清、④齋藤帯刀左衛門尉・関左衛門藏人、⑤齋藤六郎・祝屋二郎兵衛尉、⑥「六原早馬」、⑦「自「京都」早馬」は、六波羅探題が、事の顛末を関東に注進すべく派遣した使節であり、⑧の安東左衛門入道父子は、公卿逮捕のために探題が遣わした使節であった。一方、④の長崎四郎左衛門尉や、⑨工藤右衛門二郎・諏方三郎兵衛、⑩安達高景・二階堂貞藤は、幕府の裁定を執行すべく派遣された特使という点で、六波羅探題を超越しているが、⑥安東四郎右馬入道や⑦原新左衛門尉は、幕府から探題へと遣わされた使節である。こうした徴証から、『武家年代記』の編者は、鎌倉との連絡を担当した六波羅探題の吏員であったと推定できるのではないか。

そういえば、①においては、犯人鶴沼孫左衛門尉を「北方武州貞顯祇候人」と注記しているし、⑦は、南方（当時は北方）北条時致の他界に伴う、関東甲斐使の上洛を伝える内容であった。⑧は、時の南方北条維貞に対し、祖父宣時の逝去を伝える早馬であった可能性があるし、それ故に探題の「御沙汰」（業務）が停止されたのであろう。その他にも、正和五年（一二二六）六月二十八日条に「南方維貞所勞、依「此事」不_レ被_レ成_二御教書_一、同七中旬ヨリ被_レ成_レ之_一」、翌文保元

年（一三二七）二月十日条に「六原引付番文新加三安富兵庫允・周防太郎左衛門尉・三須雅楽允・斎藤四郎兵衛尉・雜賀隼人佑・飯尾大藏左衛門尉」也、山城伊勢前司被_レ成三五番頭人_一、元亨二年（一三三二）条に「四州、南方雜貞、痲病、依_レ之、自_三五十三_一北方範貞一方判形、同八廿五、南方雜貞出仕始也」、翌三年（一三三三）七月二十五日条には「御沙汰始、但北方一人判形」とある。いずれも、探題内部の人間にしか知り得ない情報である。

鎌倉時代末期、六波羅探題の吏員に就任した「彼」は、花園天皇が幼帝であられた延慶年間（詳しくは延慶元年（一三〇八）八月二十六日〜同四年（一三一一）正月三日）、年代記の編纂に着手した。手本としたのは、『鎌倉年代記』（『北条九代記』）と共通の或る祖本であったが、それを忠実に書写するだけに止まらず、「彼」の知見や他の史書等を参照しつつ、記事内容の編集を行った。⁽¹⁵⁾ 斯くして成立したのが、現在『武家年代記』と呼ばれている当該史書の原型ではないか。

そして、この編纂を終えた「彼」は、その後元弘二年（正慶元年・一三三二）まで書き継いだ様である。裏書の当該箇所とその続きを、引用してみよう。

元弘二年

三月七日_午刻先帝遷_三幸隱岐国_一、同八日_午刻一宮土佐国、同日酉刻妙法院讚岐国、東南院硫黄島各配流、又鷹司殿・

近衛殿・万里小路大納言宣房卿同前、

同 三年

元弘三十二七、立后節会、当日京都空騒動、

同十四、御進発、將軍宮并相州_{真義}関東下向、

元弘二年条は、後醍醐天皇以下諸親王の配流と、公卿の処遇に関する記事である。一部に誤謬や、さらなる検証を要する箇所があることは、【表】に示しておいた。ところが、これに続く記事は、元弘三年十二月七日条なのである。そ

の間に起きた、楠木正成の挙兵や、後醍醐天皇の伯耆国遷幸、それに六波羅探題ならびに鎌倉陥落といった、当然記録されるべき重大事件が欠落している。上述の事実から、およそ次の様に考えておきたい。六波羅探題の一吏員であった「彼」は、元弘二年条を書き継いだ際、漸く訪れるであろう平穩を確信したに相違ない。しかし、その後次第に大きくなっていった反幕府・反探題運動への対応に「彼」は忙殺され、年代記に携わっている場合ではなくなった。そして元弘三年五月七日、六波羅が陥落して南方北条時益は戦死し、同月九日には北方北条仲時も、近江国番場において自害した。この六波羅探題の滅亡に、「彼」も運命を共にしたのではないか。したがって、『武家年代記』元弘三年条以降は、「彼」の遺志を継いだ別人の筆によるものということになる。

五、元応元年（一二三九）における「京都御成敗」

『武家年代記』の最初の編者は、六波羅探題の一吏員ではなかったか―以上の蓋然性が認められるならば、延慶年間（元弘二年（正慶元年・一二三三）間の、こと六波羅探題とその管轄下に関する記述は、信憑性の高い史料と見做してよいことになる。ただでさえ史料的制約が大きい鎌倉時代末期において、上記は、同時代の武士による記録としても貴重であろう。しかしながら、そもそも誤謬の少なくない『武家年代記』自体が、今まで然して注目されてこなかった所為もあってか、上記には、諸先学の見落としと思しき重要な記述が幾つか見受けられる。

学生と共に発見したその一つが、前掲⑥にみえる次の一節である。

⑦九廿一、関東使安東四郎右馬入道上洛、京都御成敗并六ヶ国被_レ返了、

元応元年（文保三年四月二十八日改元・一二三九）九月二十一日、関東使安東四郎右馬入道が上洛し、幕府の裁定を伝

達した。それは、「京都御成敗」ならびに「六ヶ国」を返すという内容であった。文脈から判断するに、幕府からこの二つが返却された先は、六波羅探題としか読み取れない。

この問題の解明を、学部三年の受講生に課するのは酷であろう。そこで、当講座を主宰した筆者が、代わって検討を試みることにしたい。

さて、『鎌倉年代記』裏書の同年条に、

①今年（元応元）五月五日、取三六波羅施行六箇国、以三孔子被レ定、政所分、三河・伊勢・志摩、問注所、尾張・美濃・加賀、

翌元応二年（一三二〇）条には、

②九月二日、評定、六箇国被レ返三六波羅、

とある。②にみえる「六ヶ国」とは、①にみえる籤によって政所所管に配分された「三河・伊勢・志摩」および問注所分となった「尾張・美濃・加賀」であろう。しかし、上記が六波羅探題に返されたのは、②は元応元年九月とするが、③においては翌元応二年九月のこととする。

右掲②③を踏まえ、『史料綜覧』元応元年五月五日条では、

幕府、六波羅所管ノ六国ヲ収メテ、政所及ビ問注所ニ分属セシム、北条九代記
同年九月二十一日条においては、

幕府、六国ヲ以テ、六波羅ノ管轄ニ復セシム、武家年代記裏書 北条九代記

との網文を立てる。一方、佐藤進一氏は、六波羅管国の変遷を追う過程で②③に注目された。前掲「武家年代記・北条九代記の祖本として、少なくとも鎌倉時代末期に関する限り充分信頼すべき鎌倉年代記の裏書」との指摘は、①を引用

する前に述べられたものである。そして⑨に基づき、「翌元応二年九月二日、幕府が右の指令を撤廃して、前記六ヶ国を六波羅に戻した（鎌倉年代記裏書）」と記されている¹⁶⁾。

斯くして元応元年（文保三年・一三二九）、六波羅管内のうち六ヶ国が一時期剥奪された点は、夙に知られるところとなった。それにしても、幕府は何故斯くの如き処置を施したのか。上述に関しては、ほとんど論じられぬまま、現在に至っている¹⁷⁾。

この年、六波羅管内において一体何が起こったのか。『武家年代記』裏書の当年条を、改めて振り返ってみよう。

文保三四十三、三井寺建_レ立戒壇_二供_レ養金堂_一之由、依_二風聞_一、山門蜂起、同十五、三井寺寺務越後僧正顕弁（関東武州舎兄）無_二其儀_一之由、被_レ書_二起請文_一、同十八日、三井衆徒招_レ請宰相僧正長乗、供_レ養戒壇并金堂_二云々、依_レ之同十九日、三塔宿老等以_二衆議之事書_一奏聞之処、可_レ被_レ流_二長乗僧正於土州_一之由、被_レ下_二院宣_一了、同日、長乗俗名字治永業云々、

文保三四五辰刻、山徒三井寺炎上、坊_二二字残_一云々、雖_レ差_レ向評定衆以下在京人等_一、早退散之間、不_レ及_レ放_レ矢掃落了、就_二其儀_一、自_二南方_一維貞者斎藤六郎、自_二北方_一時敦者祝屋二郎兵衛尉、同日立_二京都_一了

（中略）

九廿一、関東使安東四郎右馬入道上洛、京都御成敗并六ヶ国被_レ返了（この行、前掲⑦）

天台宗寺門派の園城寺にとつて、戒壇の設立は長年の悲願であった。この動きを察知した山門派の延暦寺衆徒等が、四月十三日に蜂起した模様である。故に同十五日には、園城寺寺務の僧正顕弁（北条貞顕の兄）が、釈明の起請文を書かざるを得なくなった。ところが同十八日、園城寺衆徒が長乗僧正を招き、戒壇ならびに金堂の落慶法要を強行した。これに山門側はすぐさま反応し、翌十九日には衆議の事書を奏聞して、長乗を土佐国配流とする院宣を得た。しかし、

それでもなお山法師達の怒りは収まらなかったらしく、同二十五日に園城寺を攻め、伽藍のほとんどを焼き払った。

この事件に関する第一級史料は、『花園天皇宸記』¹⁸である。上記と右掲『武家年代記』裏書を照合するに、事件の経過に関する記述はほぼ一致している。右掲の正確さを確認することができよう。

一方、南都興福寺の三綱で、大乘院方の坊官・侍でもあつた懷憲自筆の日記『文保三年記』¹⁹四月十三日条に、次の一節がみられる。

延暦寺令_レ発_二向彼寺_一可_二焼払_一之由騒動、仍武士警_二固三井寺_一、洛中動遙²⁰、然而十三日供養事、全無_二其儀_一之間、長吏顕弁僧正書_二進起請文於公家_一之間、聊静謐之処、同十八日、勅使右中弁資朝参行遂_二供養之節_一云々、仍騒動云々府および六波羅探題としては、寺門側を擁護する方針を執つたことが判明する。何分、時の連署の実兄が長吏であるから、当然であるう。その長吏顕弁が起請文を朝廷に提出したことで、この騒動は聊か落ち着いたという。寺門を警固していた在京御家人達も、これで帰洛したのであろうか。ところが、寺門側が戒壇の落慶を強行したことで事態は再び緊迫し、遂に山門衆徒による寺門攻撃へと至つた。

前掲『武家年代記』裏書四月二十五日条によると、この報に接した六波羅探題は、評定衆以下在京人を急遽派遣した。しかし時既に遅く、現場に到着したのは、衆徒等が比叡山へ引き揚げた後であつた。そのため、彼等は矢を放つこともなく、帰洛したという。そこで、南方北条維貞は斎藤六郎を、北方同時敦は祝屋二郎兵衛尉を使者に立て、兩名は即日京都を發つたとある。その目的は、傍線部「その儀」すなわち山門による寺門焼き討ちを見す見す許したばかりでなく、この騒動で、文字通り一矢報いることさえできなかったことに対する釈明であり、彼等兩名が向かつた先は、言うまでもなく鎌倉である。

以上を踏まえて漸く、前掲⑦⑧をおよそ次の通りに解釈することができよう。南北両探題使節からの報告を受け、幕府においてはすぐさま評定が行われた様である。そして五月五日には、六波羅探題の「京都御成敗」と、越前・近江・伊賀・大和・紀伊国以東の六ヶ国（つまり加賀・美濃・三河・尾張・伊勢・志摩）の管轄権を剥奪することに決した。後者の六ヶ国は、籤引きにて政所と問注所に割り振られた。しかし、その後九月二日の評定にて、六波羅探題の権限を旧に復することにした。伝達の使節には安東四郎右馬入道が選ばれ、彼は同月二十一日に京都へ到着し、両探題にその旨を伝えた。なお、九月二日の評定は、⑨では翌元応二年であるのに対して、⑦に従えば同年すなわち元応元年となるが、ここでは『武家年代記』裏書当該条の記述の正確性に鑑み、『史料綜覧』における解釈と同じく、⑦の方に信を置くことにしたい。

ちなみに、前掲⑦にみえる「京都御成敗」とは、具体的に何を指しているのか。六波羅探題の職務について、鎌倉時代史の泰斗上横手雅敬氏は、第一に「洛中警固」すなわち京都とその近国の治安維持であり、第二に「西国成敗」（西国に関する裁判）、そして第三に、関東申次の西園寺家を介した朝廷との交渉を挙げられる。⁽²⁰⁾前掲⑦⑧の「六ヶ国」（六箇国）は、第二に該当する職務権限の縮小である。一方、第三の職務に関して、元応元年五月五日以降も依然として六波羅探題が担当していたことは、次の関東御教書案により明白である。

尾張国甚目寺庄事、書一通如_レ此、以_二此旨、可_レ令_レ申_二入西園寺入道前太政大臣家_一之状、依_レ仰執達如_レ件
〔北条高時〕
 元応元年七月廿九日
 相模守判

〔金沢直朝〕
 前武蔵守判

〔北条重時〕
 陸奥守 殿⁽²¹⁾

したがって、元応元年五月から九月までのおよそ五ヶ月間（当年には閏七月がある）、幕府により剥奪された六波羅探

題の「京都御成敗」とは、第一の「洛中警固」ということになる。⁽²²⁾

当該期の史料を猟渉すると、前掲『文保三年記』に、次の記載が存在することに気付く。⁽²³⁾

① 関東使者^{二階堂}行海^{佐々木佐土入道賢親}

奏聞事書云、潤七月廿二日京著畢、同八月十一日奏聞歟

一南都北嶺寺社領悉可^レ被^レ召^二目^一六^一事

一赦訴防制事

一山門貫首門首并僧綱衆徒住山事^(主カ)

一非職兵杖禁制事

一号^レ無^二門^一主^二凶^一徒事

一関所事

赦訴条々

一神輿事

一神事抑留事

一神木事

一閉籠事

一寺社焼失事

一仏寺抑留事

一合戦事

已上其法而可^レ有^二其沙汰^一、

下禁制兵仗寺社等

延暦寺 興福寺園城寺東大寺醍醐寺新熊野

東大寺^(TAMU)

以下可レ被レ下ニ院宣一事、

三井寺張本

聖護院 見蓮房 弁円 卿阿闍梨 中院住

甲斐殿 倫藝 中院

円満院 蓮融房 行豪 大夫阿闍梨

出雲堅者 俊泉 南院住

藏人 尊朝 南院住

㊦山門与園城寺鬪乱張本内弁円・倫藝、忝可レ被レ召レ出武家ニ之由
御氣色所レ候也、以ニ此旨ニ可レ令レ申ニ聖護院宮様、仍執達如レ件

八月十二日

定房

大納言法印御房

㊧山門与園城寺鬪乱張本内定祐・澄詮・澄春、忝可レ被レ召レ出武家ニ之由、御氣色所レ候也、仍言上如レ件

八月十二日

定房奉

謹上 天台座主僧正御房

㊨山門与園城寺鬪乱張本内直因・豪譽、忝可レ被レ召レ出武家ニ之由、御氣色所レ候也、以ニ此旨ニ可レ令レ申ニ青蓮院宮様、仍執達如レ件

八月十二日

定房

内大臣法印御房

(中 略)

⑦ 東使兩人行海賢親 奏聞条々 元応元年七廿八

一 山僧門主并上綱以下止洛陽之経廻、可レ移コ住本山一事

依二公請一雖レ被二石置一、可レ被レ定二日限一

一 春日社并日吉社・興福寺・延暦寺等所領等、知行之由緒并寄附之次第可二注給一事

一 諸寺諸社訴訟、雖レ帶二理訴一、及二教訴并合戦放火等一者、永可レ被二棄捐一事

一 非職兵杖一切停止事

一 南都大乘院・一条院御和与事

一 諸寺住侶背二寺務一乱悪張行之時、武家□取事

一 関所事、関東施行之外、可レ停コ止一

一 当社神人等可レ注コ賜名帳一事

右掲『文保三年記』は、当時の興福寺三綱懷憲の日記であった。同寺の寺務執行機関に属する彼等三綱は、頻繁な上洛を通して、宮廷内や京周辺の諸情報入手・共有していたらしく、その結果同記には、南都で書かれた日記にも拘わらず、上述の内容も豊富に盛り込まれることになったと考えられている。²⁴⁾

以上を踏まえた上で、右掲の記載を検討してみよう。元応元年(二二二九)八月中旬頃のことであろう。興福寺の三綱達は、閏七月二十二日に入洛した東使二階堂行海ならびに佐々木佐渡入道賢親が、或る「事書」を八月十一日に奏聞したとの報に接した。④がこの「事書」に該当する。しかし上記を検討する限り、この時点において「事書」そのもの

は入手できなかった様である。④は、方々から集めた断片的情報を繋ぎ合わせ、その復原を試みた結果ではないか。彼等三綱が、斯くの如く情報収集に努めたのは、それが当寺にも大いに関係する事柄であったことを察知したためであろう。また、この収集過程において、延暦寺・園城寺闘乱張本人の「武家」への引き渡しを命ずる三通の院宣を入手した(オカキ)。そして八月下旬、彼等は遂に「事書」そのものを入手した。それが、㊦であると思われる。

そこで、この㊦を改めて解釈することになろう。閏七月二十二日に入浴した東使兩人が八ヶ条に及ぶ「事書」を奏聞したのは、翌月十一日ではなく、その六日後のことであった。このうち第六条については、一部欠損のため正確に理解できないものの、他の七ヶ条の内容は、およそ次の通りである。

一、延暦寺の門主や上級僧綱等の洛中滞在を禁じ、比叡山に移住させること。

(法会や講義のため朝廷に召す際には、その期間を定めること)

二、春日社・日吉社・興福寺・延暦寺の所領について、知行の由緒や寄付の次第を明らかにすること。

三、諸寺社の訴訟について、その過程において強訴や合戦・放火等に及んだ際には、たとえ理に適った訴訟であったとしても、その時点で棄却すること。

四、役職にない僧侶や神官による武器の所持は、一切禁止すること。

五、興福寺の大乗院と一条院の和解(を斡旋)すること。

七、関所について、幕府が設置したもの以外は停止すること。

八、春日社や日吉社の神人名簿を作成すること。

そもそもこの年の四月に勃発したのは、延暦寺と園城寺の闘争であった。ところが、その四ヶ月後に奏聞された幕府の事書には、今回の事件とは無関係の、興福寺や春日社が含まれている。こうした点から、同年五月、幕府が六波羅探

題の「京都御成敗」すなわち京都とその近国の治安維持と、加賀・美濃・三河・尾張・伊勢・志摩六ヶ国の管轄権を一時的に剥奪した意図が、見えてくる様に思う。これは、園城寺の炎上を防げなかった六波羅探題に対する懲罰というよりも、事態を重く見た幕府が、北嶺のみならず、度々物議を醸している南都の横暴をも、この際封じるために打った布石ではなかったか。

幕府は、南都・北嶺に対する具体的な政策を、東使両名を派遣して朝廷に示す一方、六波羅探題から剥奪した「京都御成敗」を彼等特使に担わせたり、南都・北嶺の所領が点在したであろう加賀・美濃・三河・尾張・伊勢・志摩六ヶ国における裁判を直轄にしたりするなど、今までにない強い態度で臨んだ。その結末については、明確にし得ないものの、八月十二日、延暦寺・園城寺鬪乱張本人の「武家」(ここでは東使か)への引き渡しを命ずる院宣が発せられている(前掲④⑤)。ことから、この度の幕府の申し入れを、朝廷は真摯に受け止めたと考えてよいであろう。また、興福寺の三綱達が、情報収集に尽力している点から察するに、南都に対しても、一定の抑止効果が働いたものと思われる。そこで幕府は、同年九月二日の評定にて、六波羅探題の権限を旧に復することにしたというのが、実情ではなかったか。博雅の御叱正を俟ちたい。

ともあれ、六波羅探題は、文保三年(元応元年・一三一九)四月二十五日に起きた、延暦寺による園城寺焼き討ちの機に、およそ五ヶ月という僅かな期間ではあるが、少なからぬ権限の剥奪を蒙っていた様なのである。こうした史実が埋もれたままであったのは、『武家年代記』裏書が軽視されてきた所以によるものであろう。

六、元弘の変における「先帝御登山」

学生と共に発見した、諸先学が看過されたと思しきもう一つの記述は、前掲⑩元弘元年（二三三二）八月二十四日条にみえる「先帝御登山」である。当該箇所とその続きを以下に掲げ、検討を試みることにしよう。

⑪八月廿四日寅刻先帝御登山、仍為レ申コ行御治世一、從ニ関東ニ被レ差コ上秋田城介高景・出羽入道道温於御使一、

⑫九月上旬、為レ対コ治山徒等一、被レ差コ上陸奥守貞直・足利治部大輔高氏以下之軍勢一、其後先帝御コ座于笠置城ニ云々、元弘の変の序盤、後醍醐天皇の笠置遷幸に関する記述である。正中の変に続く二度目の討幕計画が、側近の吉田定房による密告で露頭する。そこで天皇は、幕府に先んじて行動を開始された。右掲によると、八月二十四日寅刻、天皇は比叡山に御登山されたと明記する。これをうけ、幕府は安達高景と二階堂貞藤を特使として上洛させる一方（以上⑪）、九月上旬には、北条貞直や足利高氏等が率いる軍勢を發遣した。その後、天皇は山城国相楽郡笠置の城に御座します（以上⑫）とある。

ところが実際は、奈良へ遷幸した後に、笠置へと移られたのである。最も人口に膾炙した『太平記』²⁶卷第二・天下怪異事によると、八月二十四日の夜、内裏を出御した天皇は、翌二十五日に東大寺の東南院へ入られた。しかし、恃みにされていた南都衆徒等の助力が得られないこともあって、二十六日に山城国相楽郡和東の鷲峯山へ、そして二十七日には同郡笠置の石室へと臨幸された。なお、二十四日夜の出御に際して、大塔宮護良親王が、「且ハ京都ノ敵ヲ遮リ止ンガ為、又ハ衆徒ノ心ヲ見シガ為ニ、近臣ヲ一人、天子ノ号ヲ許レテ山門へ被レ上セ、臨幸ノ由ヲ披露候ハゞ、敵軍定テ叡山ニ向テ合戦ヲ致シ候ハン歟。去程ナラバ衆徒吾山ヲ思故ニ、防戦ニ身命ヲ輕シ候ベシ。凶徒力疲レ合戦数日ニ及

バ、伊賀・伊勢・大和・河内ノ官軍ヲ以テ却テ京都ヲ被レ攻シニ、凶徒ノ誅戮踵ヲ回スベカラズ」との作戦を奏上したという。続く師賢登山事付唐崎浜合戦事によると、花山院師賢が替え玉として登山する。この策に、六波羅探題・衆徒とも見事に嵌り、八月二十五日には、大塔宮の目論見通り、東坂本東端の唐崎浜にて合戦となった。

一方、『増鏡』⁽²⁷⁾下第十五・むら時雨には、次の記述がみられる。

日比の御用意には、まづ六波羅を攻められんまぎれに、山へ行幸ありて、かしこへつは物どもを召して、山の衆徒をもあひ具し、君の御かためとせらるべしと定められければ、かの法親王たちもその御心して、坂本に待ちきこえ給けれど、今はかやうにこと違いぬれば、あいなしとて、にはかに道をかへて、奈良の京へぞおもむかせ給。

(中略) 木津といふわたりに御馬とめて、東南院の僧正のもとへ御消息つかはす。それより御輿を参らせたるに奉りて、奈良へおはしまし著きぬ。こゝに中一日ありて、廿七日、和東の鷲峯山へ行幸ありけれども、そこもさるべくやなかりけん、笠置寺といふ山寺へ入らせ給ぬ。

右掲によると、六波羅探題攻略に際して、まずは叡山に行幸する計画であったとする。大塔宮や尊澄法親王達もその積もりで、坂本で待ち構えていた。ところが、その計画が武家方に洩れ、天皇が急遽南都へ赴かれたことで、法親王達も止む無く奈良へ向かったという。斯くの如く、『太平記』と『増鏡』では記述に相違が見られる。しかし、後醍醐天皇御自身が比叡山に登られていない点では一致している。

さらには、『神皇正統記』⁽²⁸⁾に、

カクテ元弘辛未ノ八月ニ俄ニ都ヲイデサセ給、奈良ノ方ニ臨幸アリシガ、其所ヨロシカラデ、笠置ト云山寺ノホトリニ行宮ヲシメ、御志アル兵ヲメシ集ラル。

とみえる。北畠親房が斯く明言しているのであるから、元弘の変において、後醍醐天皇の叡山行幸はなかったと断定で

きそうである。

それでは、前掲①の「先帝御登山」とは、単なる誤謬なのか。元弘の変に関する第一級史料としては、現伊勢市岩渕の光明寺に伝存する『光明寺残篇』²⁹⁾が知られる。その内の「元弘元年日記」に、次の記載がみられる。

条々 元弘元年八月

廿四日〈子尅〉主上行幸他所^①之由、神五左衛門尉參^②六波羅^③告申候了、仍所^④被^⑤申^⑥入実否於^⑦西園寺家^⑧一也、
廿五日、万里小路大納言宣房卿・侍從中納言^⑨・宰相成資卿^⑩・别当右衛門督実世卿以上四人被^⑪召捕^⑫云々、於^⑬宣房^⑭被^⑮預^⑯因幡左近大夫将監^⑰、公明者被^⑱預^⑲波多野上野前司^⑳、成資者被^㉑預^㉒丹後前司^㉓、実世卿者筑後前司被^㉔預^㉕了、
主上御^㉖坐山門^㉗之由、被^㉘聞食定^㉙之旨、以^㉚兩御使^㉛〔北方高橋孫五郎、南方糟屋孫八〕被^㉜申^㉝關東^㉞了

右掲の筆者も、『武家年代記』裏書と同じく、六波羅探題の一吏員であろうか。その探題方が、後醍醐天皇の内裏出御を知ったのは、八月二十四日子刻のことであった。そこで同日、關東申次の西園寺家に実否を問い合わせ、翌二十五日には、万里小路宣房・三条公明・平成輔・洞院実世の四卿を拘束した。彼等に尋問した結果であろう。同日、天皇は山門に御座しますとの判断に至り、両探題は使者を派遣してその旨關東へ伝えることにした。右掲の続きによると、二十七日には、比叡山の東坂本と西坂本、勢多方面に軍勢を差し向けたところ、翌二十八日、東坂本にて山門方と衝突した。この合戦において、武家方は十三騎が討たれるも、山徒の首級二を挙げ、それを六条河原に懸けたという。そして『光明寺残篇』には、次の關東御教書案も収録されている。

先帝遷^①幸叡山^②一事、可^③防申^④之旨、已^⑤被^⑥下^⑦院宣^⑧云々、仍為^⑨对^⑩治凶徒等^⑪、所^⑫被^⑬差^⑭進^⑮眞直^⑯・貞冬^⑰・高氏^⑱一也、以^⑲此趣^⑳可^㉑被^㉒申^㉓入^㉔西園寺家^㉕之状、依^㉖仰執達^㉗如^㉘件

元徳三年九月五日

右馬権頭 御判

(赤橋守時)
相模守 御判

(北条仲時)
越後守殿

(北条時義)
越後左近大夫将監殿

光厳天皇の踐祚は、元徳三年（元弘元年）九月二十日である。³⁰ 故に九月五日時点の帝は、未だ後醍醐天皇であるものの、幕府が既に「先帝」と呼称している点は興味深い。右掲は、その「先帝」の「遷幸叡山一事」に関する関東御教書案である。幕府は九月初旬の段階でもなお、後醍醐天皇が比叡山に御座すと信じて疑わなかった。³¹

一見、無稽にも感じられる『太平記』の替え玉―花山院師賢の登山―の件は、どうやら史実であつたらしい。しかし、東坂本方面での合戦は、『太平記』にみえる八月二十五日ではなく、同月二十八日のことであつた。また、上記巻第二・主上臨幸依_レ非_二実事_一山門変儀事付紀信事によると、八月二十五日の合戦後間もなく、替え玉であつたことが判明する。すると、武家方に心を寄せていた上林房阿闍梨豪誉が、大塔宮の執事である安居院中納言法印澄俊を捕縛して六波羅に差し出したり、比叡山の一角を固めていた護正院僧都猷全が、配下の者を引き連れ六波羅に降参したりと、「是ヲ始トシテ、独り落二人落、落行ケル」有様であつたという。これが事実ならば、六波羅探題は、八月末日頃までには、叡山遷幸が虚偽であつたことに気付いた筈である。ところが、実際は九月初旬においても、その虚偽を事実と誤認していたのであつた。

以上を踏まえた上で、再び前掲①を検討するに、此处に「先帝」と記されている点には注意が必要である。ちなみに、前掲「元弘元年日記」八月二十四日条において、後醍醐天皇は「主上」と表記されている。それが、同日条にもかかわらず、①では「先帝」となっている。これは一体何故なのか。

この問題に至つたのは、令和二年度の国史学演習B Iにおいてであつた。受講生に問掛けてみたところ、その一人が、

およそ以下の仮説を開陳した。①が記されたのは、後醍醐天皇が「先帝」となった元徳三年（元弘元年・一三三二）九月二十日（光厳天皇踐祚）から、正慶二年（元弘三年・一三三三）五月の鎌倉幕府滅亡（と、これに伴う光厳天皇の廃位）までの間ではないかと。

前掲関東御教書案を勘案するに、武家方による「先帝」称の始まりは、元徳三年九月初旬まで遡るかもしれない。ともあれ、①が当日ではなく、後に記されたことは確実である。にもかかわらず、史実ではない「御登山」が明記してあるのは、六波羅探題をはじめとする鎌倉武士達がその虚偽に気付かず、前掲②にみえる如く、その後笠置山に現れた「先帝」は、比叡山から脱出してそちらへ遷幸したと思ひ込んでいたからではないか。

ここで『武家年代記』の表書を、改めて振り返ってみよう。「帝王」欄において、「九十五代 富仁 熈仁第二御子」が「童今上」と記されていることは既に触れた。続く「九十六代 尊治 吉野帝此事也」は、「後醍醐院」と書かれている。これは明らかに、南北朝時代以降の加筆によるものである。一方、元弘二年（正慶元年・一三三二）の同欄には、「今上」と明記してある。花園天皇が幼帝であられた、延慶元年（一三〇八）八月〜同四年（一二二二）正月の間に成立した同書は、その後光厳天皇の正慶元年に、追筆がなされた様である。笠置城が落城し、後醍醐天皇が拘束されたのは、前年九月のことであった。六波羅探題は、その後当該事件を一通り検証し、叡山遷幸が事実でなかったことに気付きそうなるのである。ところが、『武家年代記』における正慶元年の追記を経た後もなお、裏書①は「先帝御登山」のままなのである。これは、武家方が結局、その虚偽に気付かなかったことを示唆しているのではないか。

後醍醐天皇による二度目の討幕は、隠岐遷幸という結末を迎え、またもや失敗に終わった。しかし、花山院師賢を替え玉として延暦寺に登山させる策は、功を奏した様である。「先帝御登山」をすっかり信じ込んだ六波羅探題以下武家方は、最後まで真実を知ることなく、滅んでいったのであった。

おわりに

本稿は、『武家年代記』裏書の鎌倉時代該当分について、平成二十七年から令和二年度の国史学演習BⅠ受講生九十一名と共に検証した足跡を、講座の主筆者である筆者の文責のもと、成稿したものである。その結果、全三三三ヶ条中、約25%に年月日の齟齬がみられたほか、約5.6%には記述内容の一部に、そして約1.5%には、明らかな誤謬もしくは欠損や衍字等が確認された。『武家年代記』裏書が今まで然して注目されず、精々『鎌倉年代記』の異本程度にしかり認識されてこなかったのは、那辺に原因が求められそうである。

しかしながら、此等全三三三ヶ条を具に検証した結果、『武家年代記』は『鎌倉年代記』の異本（すなわち『鎌倉年代記』は『武家年代記』の祖本）ではなく、現在は散逸した或る年代記を底本に、鎌倉時代末期、各編者が己の見識に基づき編纂した一つが『武家年代記』であり、今一つが『鎌倉年代記』ではないかとの仮説に至った。そしてこの『武家年代記』の編者は、六波羅探題の一吏員であったと推断した。この蓋然性が認められれば、延慶年間（詳しくは延慶元年（一二三〇）八月二十六日～同四年（一二三二）正月三日）～元弘二年（正慶元年・一二三三）間の、六波羅探題とその管轄下に関する記述は、信憑性の高い史料と見做してよいことになる。

ところが、そもそも誤謬の少なくない『武家年代記』自体が、今まで軽視されてきた所為もあってか、上記には、諸先学が見落としたと思しき重要な記述を幾つか見付けることができた。本稿では、このうち元応元年（文保三年・一二三九）の「京都御成敗」と、元弘元年（一二三二）八月の「先帝御登山」の二つを組上に上せた。大方の御批判、御叱正を、切に乞う次第である。

なお、実は他にも、学生と共に発見した注目すべき記述内容が存在する。しかし、このたび許された紙幅を既に超えてしまった。他日に期したい。

註

- (1) 『増補続史料大成』別巻所収。
- (2) 同前例言。
- (3) 同前。本稿では、この『増補続史料大成』での翻刻本を用いる。
- (4) 佐藤進一「御内と外様」〔鎌倉幕府訴訟制度の研究〕付説二、岩波書店、平成五年。初出は昭和十八年。『国史大辞典』諏訪氏項。
- (5) 註(4) 佐藤氏前掲書、一四九頁。
- (6) 管見の限り、『武家年代記』に関する専論は存在しない。標題に掲げた論考として、石橋克彦「『武家年代記』と『鎌倉年代記』の13―15世紀の地震記事 鎌倉か京都か?」〔歴史地震〕第三三号、平成三十年)が存する。解題としては、前掲『増補続史料大成』別巻の例言(註(3))のほか、『国史大辞典』で述べられている程度である。
- (7) なお、『武家年代記』裏書には元弘三年(一一三三)条が存在するが、これは同年五月に鎌倉幕府が滅亡した後の、十二月七日および十四日条なので除外した。
- (8) 註(6) 参照。
- (9) 『国史大辞典』武家年代記項(益田宗氏執筆)。
- (10) 『玉葉』文治元年十一月三日・十二日条。
- (11) 註(2)に同じ。

(12) なお、『関東評定衆伝』(『群書類従』巻第四九)と極めて類似する記述は、いくつか見受けられる。上伝は、嘉禄元年(一二二五)弘安七年(一二八四)間の執権・連署・評定衆・引付衆を列挙した、鎌倉幕府における『公卿補任』ともいべき書物で、年によっては、冒頭に当該年の事件等が簡潔に記してあるのもまた同様である。この冒頭と、『武家年代記』裏書の記述が類似している事例を、都合二二ヶ条検出した(【表】『関東評定衆伝』欄「〇」)。その初見を掲げよう。

○『関東評定衆伝』嘉禄二年条

六月十日、入道正四位下大膳大夫大江広元朝臣卒、年七十八、或説元年六月卒云々

○『武家年代記』裏書・同年条

六十、入道正四位下大膳大夫入、大江広元朝臣卒(七十八、或説元年六月云々)

『関東評定衆伝』は、記事の下限(弘安七年)以降、さして下らぬ時期に編纂されたと考えられている(『群書類従』第五巻補任部、三一九頁)。ちなみに、『鎌倉年代記』裏書嘉禄元年条には、

六月十日、前陸奥守正四位下大江朝臣広元法名寛阿卒七十八、痢病云々

とみえ、『関東評定衆伝』の記述とは少々異なっている。

また、次の寛喜二年(一二三〇)条においては、『関東評定衆伝』に「八月八日、大風損_二嘉穀_一」、『武家年代記』裏書に「八八、大風、五穀損亡」とあるが、『鎌倉年代記』裏書には、該当記事が見当たらない。如上を検討する限り、『武家年代記』裏書の編者は、『関東評定衆伝』を参照し、上伝の記事をほぼそのまま引用したとみられなくもない。

ところが、続く寛喜三年(一二三二)条には、

『関東評定衆伝』 天下大飢饉疫、十月廿五日、右大将家法花堂焼失、義時朝臣法花堂同以焼失

『武家年代記』裏書 天下大飢饉疫、同廿五日、右大将家并義時法華堂炎上

『鎌倉年代記』裏書 十月廿五日、右大将家并義時朝臣法花堂等焼失、今年世上飢饉過法

とみえる。ここにおいても、『関東評定衆伝』と『武家年代記』裏書は極めて類似する一方、『鎌倉年代記』裏書もまた、記事が前後する違いは認められるものの、内容はほぼ同じである。

さらには、文永八年（一二七二）条を比較検討するに、

『関東評定衆伝』

十月、蒙古牒状到来、使趙良弼、前々依_レ無_二返牒_一、今度牒状者良弼称_下直可也_二伝_二大將軍於案文_一、不_レ献_三正

文_一、十二月、良弼渡_二使者張鐸於本国_一、翌年五月、張鐸帰来、高麗牒状又持来_二

『武家年代記』裏書

十月、蒙古使趙_{（つぐとく）}郎弼到来、前々依_レ無_二返牒_一、今度者良弼直可_レ伝_二大將軍_一之由称_レ之、出_二案文_一、十二月、

良弼渡_二使者張_{（つぐとく）}駅_{（つぐとく）}本国_一、翌年五月帰来、高麗牒状亦持来

『鎌倉年代記』裏書

十月、蒙古牒状重到来、使趙良弼、前々依_レ無_二返牒_一、今度牒者良弼直可_レ伝_二大將軍_一、出_二案文_一、不_レ献_二

正文_一、十二月、良弼渡_二使者張鐸於本国_一、翌年五月、張鐸帰来、高麗牒状又持来

と、三者はほぼ同一である。

仮に、【表】『関東評定衆伝』欄「○」の全二二ヶ条が上伝からの抄出とするならば、ほぼ同様の記事が『鎌倉年代記』裏書にもみられる事実を、如何に説明したらよいであろうか。これは、『武家年代記』『鎌倉年代記』共通の祖本である、今は散逸した或る年代記の編者が、『関東評定衆伝』を参照・引用した結果であるか、もしくはその逆（『関東評定衆伝』の編者が、上述の年代記を参照・引用したか）の、何方かであろう。

(13) 『国史大辞典』花園天皇項（宮崎康充氏執筆）。

(14) この箇所について、『増補続史料大成』別巻においては「同年七、引付成六方」と読点を打ち、当該条を「同年七月」の記事と見做している。佐藤進一氏も、「武記の「同年七」は七月の意と解するのが自然であろう」とされる（『鎌倉幕府訴訟制度の研究』附録「鎌倉幕府職員表復原の試み」二七三頁上）。しかしながら、『鎌倉年代記』（表書）延慶二年「執柄」条に「三月十五日引付頭一瀬時二国時三頁時四基時五齋時六維貞七顕実、八月止三瀬時頭一」とあり、これまでの七方引付が六方に減じられたのは、同年八

月のことであった。故に、ここでは「同年、七引付成六方」と読点を打ち、「同年、七引付を六方に成す」と読み下すのが妥当と考える。

(15) ちなみに、「彼」が編纂に着手した延慶元年(一二三〇八)八月～同四年(一二三二一)正月以前の、嘉元三年(一二三〇五)五月二十七日条と徳治二年(一二三〇七)十月二十二日条にも、東使ならびに六波羅探題使節に関する記載が見られる。これは編集時点において、「彼」が直接経験もしくは筆録していた内容を盛り込んだ結果であろう。とりわけ、前者には「東早馬万年馬允・工藤新左衛門尉、同廿七日着三于六原^一、依^レ之、自^三六原^二被^レ遣^三鎮西并長門御使松田八郎左衛門尉頼直・斎藤帯刀兵衛基明^一、南方使者同山刑部左衛門尉・善新左衛門尉、北方使者神保十郎・石河弥二郎等也、同日立^レ京了」とみえる。上述は、「彼」が鎌倉との連絡を担当した六波羅探題の吏員であったとする、愚説の有力な徴証となろう。

その他、貞応二年(一二二三)五月二十七日条にも「東使信乃守行盛上洛、万機可^レ為^二執柄最^一之由、被^レ定^三申之^二了」の記述が確認できるが、これは年代からみても「彼」の知見とはいえないものである。

(16) 註(4) 佐藤氏前掲書、一四九～五〇頁。

(17) 管見の限りではあるが、森茂暁氏が「元応元年(一二三一九)関東使安東四郎右馬入道が入洛して「京都御成敗并六ヶ国」¹¹²についての所轄権を六波羅探題に戻すことを伝えたこと、などの事例がある」(「東使」とその役割」(鎌倉時代の朝幕関係)第二章第一節、思文閣出版、平成三年。初出は昭和六十二年)一九〇頁)と、また上掲註(11)において、「武家年代記裏書」元応元年九月二十一日条。なお「武家年代記・北条九代記の祖本として、少なくとも鎌倉時代末期に関する限り充分信頼すべき鎌倉年代記の裏書」(佐藤進一氏『鎌倉幕府訴訟法の研究』一三七～八頁)では、六ヶ国の六波羅への返付が評定されたのは元応二年九月二日のこととされている(同前二〇八頁)と言及されている程度である。なお、六波羅探題の研究史に関しては、久保田和彦『六波羅探題研究の軌跡 研究史ハンドブック』(文学通信、令和二年)に詳しい。

(18) 増補史料大成。

(19) 国立公文書館内閣文庫蔵。本稿では、石附敏幸氏の翻刻（『国立公文書館所蔵『文保三年記』』（『千葉大学人文研究』第四〇号、平成二十三年））に拠った。なお、『群書類従』巻第四五四にも、同名の史料が収録されているが、上述は国立公文書館本の抄出であることが、石附氏の研究により明らかとなった（同前【解題】一五二頁）。

(20) 『国史大辞典』六波羅探題項。

(21) 山城勸修寺文書・『鎌倉遺文』三五―二七二―四。

(22) 元応二年六月六日、朝廷は東大寺神興婦座に際する東寺警固を六波羅探題に命じている（東寺百合文書井・『鎌倉遺文』三五―二七五〇〇・二七五〇一）。これは「京都御成敗」が、前掲⑥元応二年九月ではなく、前掲⑦元応元年九月に六波羅探題へ返付された証左となろう。

(23) 同記所収文書の多くは、『鎌倉遺文』第三十五巻にも収録されているが、本稿では石附敏幸氏の翻刻（註(19)）に拠った。

(24) 註(19) 石附氏前掲史料紹介【解題】一五二―三頁。

(25) 前掲（中略）部分に、元応元年八月二十三日秋季御八講追物支配状が収録されている。それを基に、斯くの如く推定した。

(26) 本稿では、日本古典文学大系（岩波書店）本を用いた。

(27) 同前。

(28) 同前。

(29) その史料的价值については、『群書解題』第八卷雑部（該当箇所は上横手雅敬氏執筆、二八―三二頁）に詳しい。なお、目に触れ易いのは『群書類従』巻第四五四であるが、本稿では、最も新しい翻刻である『三重県史』資料編中世2に拠った。

(30) 『史料綜覧』同日条。

(31) なお、『鎌倉年代記』裏書には「八月廿九日、京都飛駒到着、去廿四日、主上竊出魏闕、令箆笠置城給、仍九月二日、任三承久例、可上洛之由被仰出」とみえ、幕府が後醍醐天皇の笠置遷幸を知ったのは、八月二十九日のこととする。しかし

これが誤りであることは、前掲九月五日付関東御教書案により明白である。

【附記】

本来ならば、平成二十七年度（令和二年度）の国史学演習BⅠ受講生九十一名全員の名前を、此処で披露したいところである。また、平成二十五年度の受講生の名も、併せて掲載すべきであろう。しかし、個人名を無断で挙げる訳にもゆかず、さりとて、各地で活躍する卒業生全員から一々了解を得る手段も持ち合わせていないため、名前の掲出は断念せざるを得なかった。旧多田ゼミ生の皆におかれては、その点諒とせられたい。

また、本稿「五、元応元年（一一三九）における「京都御成敗」について、この内容を令和三年度国史学特講BⅠ（本学国史学科専門科目・三年次配当）にて講義したところ、複数の受講生より、愚説に対する疑義が寄せられた。当該箇所は、これらの指摘を踏まえ大幅に加筆したことも申し添えておきたい。

顧みれば、歴史の研究法を学び始めたばかりの本学学生達と、斯くも学問的水準の高い授業を展開することができたのである。その一端を、爰に披露することができたことに、そして何よりも、真摯に取り組んでくれた受講生の皆さんに、記して謝意を表す次第である。

